

## 静岡市と国立大学法人静岡大学との包括連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と国立大学法人静岡大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携し、及び協力するものとする。

- (1) まちづくり、地域産業の活性化に関すること。
- (2) 地域防災力の向上に関すること。
- (3) 教育、人材育成に関すること。
- (4) 産学官連携の推進に関すること。
- (5) 文化振興、国際化、男女共同参画の推進に関すること。
- (6) 環境保全と共生に関すること。
- (7) 公共経営、情報化の推進に関すること。
- (8) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

### （包括連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる分野に係る連携及び協力の円滑な推進を図るため、甲と乙で構成する包括連携推進協議会を設置する。

2 包括連携推進協議会に関し必要な事項は別に定める。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年5月13日

(甲) 静岡市長

田辺 信宏

(乙) 国立大学法人静岡大学長

伊東 幸宏